

つくば市交通安全対策協議会・つくば市

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

歩行者も交通ルールを守ろう!

令和4年中、茨城県内での歩行者の交通事故死者数は32人(前年比1人減)で、全死者数の35.2%を占めています。また、道路横断中の歩行者の死者は20人(前年比±0人)であり、さらに高齢者にあってはそのうち15人(前年比4人減)で、依然として高い割合を占めています。交差点では信号を守るとともに、横断歩道でも十分な注意が必要です。

茨城県内の交通死亡事故の特徴 (令和4年) まの第 まの第 まの第 まの4 32人 35% 35% 32人中 35% 32人中 38% 62% (うち高齢者)

こどもと高齢者の交通事故防止

横断歩行者に対する思いやりのある運転をしましょう。

横断歩道は歩行者優先です。また、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。横断歩道横断中の歩行者事故は信号交差点では右折時が約7割以上です。無理な右折や急加速はやめましょう。ヘッドライトの早め点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えで早めに歩行者を発見しましょう。



夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

夕暮れ時は早めのライト点灯

秋になると、日没時間が早まり夕暮れ時や夜間の交通事故が多発する傾向にあります。反射材を活用するとともに、自動車や自転車の早めのライト点灯を心掛けましょう。

茨城県内の 交通事故死者数 91人(令和4年)



反射材を活用しよう!

歩行者が横断中の交通事故が多発しています。交差点では 信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確 認してから渡りましょう。また、反射材を活用しましょう。



飲酒運転を絶対にしない、させない、見逃さない!

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、重大な犯罪であり、厳しい罰則と行政処分が設けられています。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持つとともに、運転する時は「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。心の余裕が安全運転につながります。



自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が「努力義務化」されました。大切な命を守るため、頭部を保護することは非常に大切です。自転車乗車時はヘルメットを着用するなど、交通ルールを遵守した安全運転を心掛けましょう。自転車については、自動車等に衝突された場合は被害者になる反面、歩行者等と衝突した場合には重大な事故の加害者となる場合があります。

その他

自転車にも交通ルールがあります "自転車安全利用五則"を守りましょう

- 🚺 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

自転車が関係した交通事故で亡くなった方のうち、 約6割が頭部の損傷によるものとなっています。



傘差し、スマートフォン、ヘッドホン・イヤホン禁止